

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



杉 首席代表

アジア局長

宇山審議官

ト部参事官

北東アジア課

日韓政界折衝 第2回 会談記録

27 3 18

北東アジア課

本件会談は 3月18日 午前8時45分より

9時15分まで、小坂外務大臣と 崔外務部長官

との間に、外務大臣接見室において 行われた。

(午前8時半より) 開催予定であったが、約束の

時間(韓国側より)

時間の直前に至り、重大事件が起ったため

約20分間遅参する旨の連絡があった。

出席者は第1回会談に同じ。

1. 冒頭 崔長官より、本朝 ^{この} 国会議に来る途中の

うけた 随員の報告によれば、池田総理は

国会における社会党議員の質問に対し、

わが国の領土、主権に関連する問題に

ついて ^{趣である} 答弁されたが、卒直に申してその内容を

聞き、私はこの来たる途中の文句が情れない

ものがあった。韓国政府においてはこの会談

を成功させるため、また、両国間による緊

固交をとりあげたため、過去数ヶ月にわた

その方向に努力を傾けてきたし、日本国内の

情勢を斟酌して最大限の誠意と忍耐を

もって妥協に努力してきた。われわれの忍耐が

限度に達したと云うのではないが、池田総理

の答弁についてはわれわれは将来正當なる

外交チャンネルを通じてわれわれの態度を表明

するものであることを予いめ申し上げておきたい。

本日残っている具体的な討議に入る前に

二、三是邦申し上げておく必要を感じ述べた次第

である。私の^{私の}この発言につき小坂大臣の御意見を

を承りたいと述べた。これに対し小坂大臣

より、新聞~~の~~報道をこのように読まれ

たかわからないが、池田総理の答弁は韓国の

領土だとか主権だとかいっておられるのでは

なく、ただ韓国の現実の支配が38度線の

現に
北に及んでいないことは事実であり、その事実

について述べただけである。日韓合談には

曲折はあろうが、私としては、両国が近い友好

として親善の裏を返す、両国が共に栄えていく

ために互いに努力しなければならぬという

考であり、韓国側において() どうかの気持

でいられるように願っています。答えた。

しかしながら、崔長官は、さらに、日本側の

見解に対し 修正を求める必要を感じたと前置

して、一昨日の説明でも申述べた如く、38度線

はすでに相当前に突破されており、ある部分

では 38度線より 100km 以上北の方に ~~入~~入っている

従って、38度線というものは ~~その意味を失~~

っている。現実には非武装地帯というものはあるが、

日本側の発言で 度々 38度線という言葉が出る

のは、~~朝鮮動乱前~~ ^{停戦線}の状態に ~~ついては~~ ~~あり~~、

~~現状を~~ ~~は~~ ~~り~~ ~~御~~ ~~存~~ ~~知~~ ~~ら~~ ~~ず~~、誤解しておられ

るといふから、そういうことにはなるのであろう、将来

において、38度線という観念は ~~どうか~~ ~~して~~

いたゞきたい、韓国政府が、韓半島の全域に

わたる唯一の合法的政府であることについては

日本側の過去の記録にも、また、いろいろな

御説明の中にも認められている。日本は国連の

メンバーであり、国連決議の下において行動してお

ける。韓国政府が、韓半島の全体にわたる唯一

の合法政府であることは国連決議の前提となつて

おられるのであり、我が国がこの会議に臨んでいるのも

その認識を前提としているものである。くり返し

て申せば、たとえば韓国の行政が停戦線

から北に及ぼさぬという不幸な事実があるとして

も、日本において、この事実にく拘らず、韓国

政府が、朝鮮半島における唯一の合法なる政府

と認識されているものと信じて、以下いふこと

申し上げたい旨くり返した。

小坂大臣はこれに対し、日本側としては、

韓国政府が、朝鮮半島における唯一の合法

政府であるとする立場をとっていることは

くり返すまでもない。たゞ、韓国政府の支配の

範囲が、停戦線から北には及んでないといふ

事実をそのままみて申しているわけであると集

めて述べた。

2/10
2.10 次いで、崔長官は、今から實際問題に入る

と前置して、以下のように述べた。

「月曜日の第1国会談で、小坂外相が日本側
の請求権問題に関する説明を行なわれ、これ
の^{考案の}

を~~記~~めた文書をもいただいたが、私はその後
これを充分に検討してみた。その結果、一昨日

いただいた書面は、去る3月9日日本側の駐^在請求

権小委員令主席委員から韓国側主席委員に

渡された書面に示された日本側の立場と内容

が実質的に同じであることを発見した。韓国

側主席委員金潤根代表がその書面を^{受けと}り

時、内容について その場で 韓国側 の 意見を

表明し、また、将来必要な時に意見を申上げる

とも述べたことを ^{私に} 全潤根代表から ^{南に} ~~報告~~ した

る。日本側においては、請求権問題に関して

美特若会議で出されたものと全く同じものを

この外相会議に提出されたわけだ。私としては

^{日本側から} この外相会議 ^を みたか、美特若会議の

延長としようとしているような印象をうけている。

然るにそれと、これは この外相会議の目的は

及ぶのみならず、この会議を円満に、効果的

に進めて行く上に何れの助けにならぬと考

える。小坂大臣が述べられた諸問題に関しては

おのづからわれわれの美籍者会議の委員達が

韓国側の立場をほつきり表明しているのと、今さ

ら私がこの席で発言する必要はない(かと思)

ふ)けれども、場合によっては必要^{と云わば}~~な場合~~ わが請求権

の主席委員として発言する用意がある。

以上申し上げたような諸点にかんかみ、

われわれとしてはこの会議でわれわれのやる

べき次の問題に入るのがよいのではなか

らと云える。明日^{明日}からでいいから請求権問題に

関し具体的な討議、例えは、日本の韓国への

請求権の支払いの額に関して、もう少しおろかい

空気の下で 討議を進めて行くのが 建設的な

方法ではないかと考える。従って、明日の合議

の進め方に関して 事前の合意に達しておくため

韓国側では 裴首席代表と 文政務局長を指名

するので、日本側でも 代表を指名され、それらが

一踏に相談することとしてはどうか。」

三浦知事

小坂大臣より、私としては 請求権問題と 議題

は 上中下で 話しして行くことになったので、

は、これに関する日本政府の考え方を 申述べた

わけである。それが かつて 事務レベルで

討議されたことと同じであるといわれたが、

これは正に当然なことであって、清木権問題

については法律的、条約的に考えられねばなら

らぬ。事務的にも政治的にもそれは同じだと

せざるを得ない。清木権に関する意見を担当者

からさらに具体的に述べ合うということであらう

私もしてもそれは異議はない。しかしながら

折角貴長直も来ておられることであるし、箇念の

を政治的に、より高いレベルでやりたいといわれ

ことの理解できる次第である。ただ、そうは申し

ても、私が発言したことを全面的に否定されるの

であるが、日本側としても困らざるをえない、私と

しては当然はこども申したまひであるからである

私の発言したところを前提として、より高いレベル

で、やわらかな空気の下のやりとりといふことであるが、

私もそれに同意する。日本側は杉青彦代表

伊園アリア局長を指名する旨答えた。

これに対し、崔長官は、韓国側の立場に

ついて、~~金~~金潤根主席委員がすでに明らかにして

おり、将来も述べるであろうが、これは韓国

政府を代表しているものと承知されている、日韓

両国の考え方が対立し、平行線を辿っていること

い) 事実は否定しない、それの代わりにこの政

治会談、外相会談が用かれているわけである

とくつ返した。崔長官はさらに明日からの

具体的討議の進め方について、指示された三人が

事前に合意に達するくとして、明日から会談

を進めることにしたい、本日はこれだけにしておき

たい旨述べた。(崔長官は、韓国語で寝大

使に対し、「では帰らうか」とよひかけたが、

新聞発表振りにつき打合せの要ありといふことと

判せられた。(以上が9時15分までの会談内容)

(発表振りにつき打合せが、日本語で行なわ

れている間にも、崔長官は「もう終わったか」と張大使
に韓国語で聞いていた。）

²¹ 打合せの結果、新聞発表は、第1回会議の

²² 日本側の発言に対して韓国側の考え方の説明

が行なわれた後、次の会議の進め方について

討議するため、日本側は杉首席代表、伊園アヲ

ア局長、韓国側は張首席代表、文政務局長

を指名し、~~話し~~ 話し合いが行なわれることに

なったとあることに合意を見た。（後刻

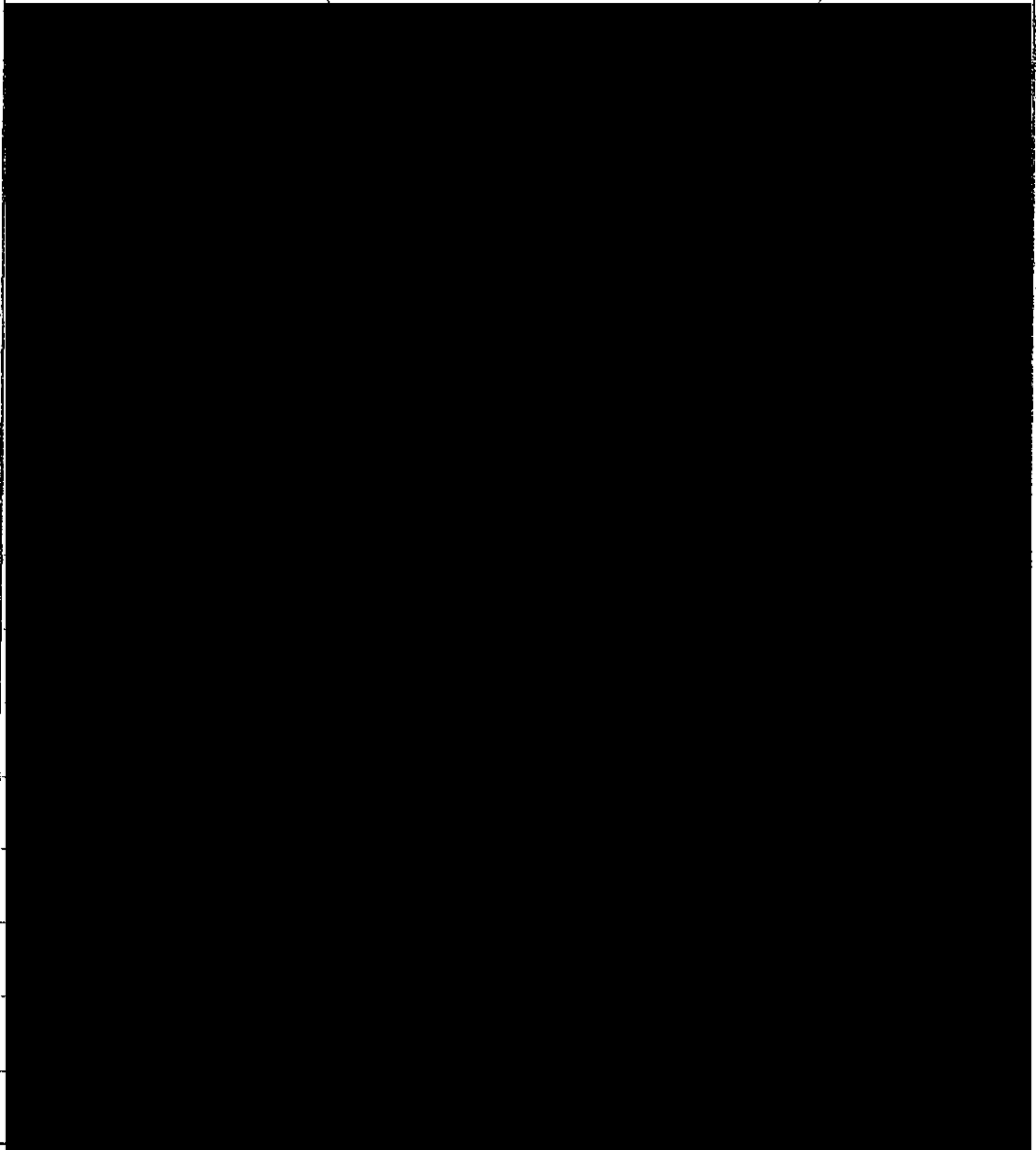
伊園局長と張大使との打合せの結果、本件会

合は、14日午後3時から霞が関会議室で行なわれ

ることに付して。)

4 (以下 非公式発言といたして、9時35分

まで 次のように応酬が行なわれた。





日韓政治折衝第2回会談記録

昭37.3.14

北東アジア課

本件会談は3月14日午前8時45分より9時15分まで、小坂外務大臣と崔外務部長官との間に、外務大臣接見室において行なわれた。(午前8時半より開催予定であつたが、約束の時間の直前に至り、韓国側より重大事件が起つたため約20分間遅参する旨の連絡があつた。)出席者は第1回会談に同じ。

1. 冒頭崔長官より、本朝この会議に来る途中でうけた随員の報告によれば、池田総理は国会における社会党議員の質問に対し、わが国の領土、主権に關連する問題について答弁された趣であるが、^手率直に申してその内容を聞き、私はここへ来る途中も気分が晴れないものがあつた。韓国政府においてはこの会談を成功させるため、また、両国間によい雰囲気をつくりあげるため、過去數カ月にわたりその方向に努力を傾けてきたし、日本国内の情

勢をも斟酌して最大限の誠意と忍耐をもつて妥結に努力してきた。われわれの忍耐が限度に達したというのではないが、池田総理の答弁については、われわれは将来正当なる外交チャンネルを通じてわれわれの態度を表明するものであることを予じめ申し上げておきたい。本日残っている具体的な討議に入る前に一、二是非申し上げておく必要を感じ以上申述べた次第である。この私の発言につき小坂大臣の御意見を承りたい旨述べた。これに対し小坂大臣より、新聞報道をどのように読まれたかわからないが、池田総理の答弁は韓国の領土だとか主権だとかいつておられるのではなく、ただ韓国の現実の支配が38度線の北に現に及んでいないことは事実であり、その事実について述べただけである。日韓会談には曲折はあろうが、私としては、両国が近い友邦として親善の実をあげ、両国が共に榮えていくために互に努力しなければならないという考えで

あり、韓国側においてもどうかこの気持でいられるように願いたい旨答えた。

しかしながら、崔長官は、さらに、日本側の見解に対し修正を求める必要を感じたと前置して、一昨日の説明でも申述べた如く、38度線はすでに相当前に突破されており、ある部分では38度線よりはるかに北の方に入っている。従つて38度線というのはすでにその意味を失つている、現実に非武装地帯というものはあるが、日本側の発言で度々38度線という言葉が出るのは、停戦線の状態についてはずきり御存知なく、誤解しておられるところから、そういうことになるのであろう。将来においては、38度線という観念はどうかすてていただきたい。韓国政府が韓半島の全域にわたり、唯一の合法の政府であることについては日本側の過去の記録にも、また、いろいろを御説明の中にも現われている。日本は国連のメンバーであり、国連決議の下に

において行動しておられる。韓国政府が韓半島の全体にわたる唯一の合法政府であることは国連決議の前提となつておるものであり、私がこの会議に臨んでいるのもその認識を前提としているものである、くり返して申せば、たとえばいま韓国の行政が停戦線から北に及ばないという不幸な事実があるとしても、日本においては、この事実にも拘らず、韓国政府が韓半島における唯一の合法なる政府と認識されているものと信じて、以下いろいろと申上げたい旨くり返した。

小坂大臣はこれに対し、日本側としては、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であるとする立場をとつていないことはくり返すまでもない。ただ韓国政府の支配の範囲が停戦線から北には及んでないという現実をそのままみて申しているわけであると重ねて述べた。

2. 次いで崔長官は、今から實際問題に入ろうと前置して、以下のように述べた。

「月曜日の第1回会談で小坂外相が日本側の請求権問題に関する考え方の説明を行なわれ、これを認めた文書をもいただいたが、私はその後これを十分に検討してみた。その結果、一昨日いただいた書面は、去る3月9日日本側の財産請求権小委員会主席委員から韓国側主席委員に渡された書面にもられた日本側の立場と内容が実質的に同じであることを発見した。韓国側主席委員金潤根代表がその書面を受けとつたとき、内容についてその場で韓国側の意見を表明し、また、将来必要な時に意見を申上げるとも述べたことを私は金潤根代表から聞いている。日本側においては、請求権問題に関して実務者会議で出されたものと全く同じものをこの外相会談に持出されたわけで、私としては、日本側がこの外相会談をあたかも実務者会談の延長としようとして

いるかのような印象をうけている。しかりとすれば、それはこの外相会議の目的に反するのみならず、この会談を円満に、効果的に進めて行く上になんらの助けにならないと考える。小坂大臣が述べられた諸問題に関してはすでにわれわれの実務者会議の委員達が韓国側の立場をはつきり表明しているので、今さら私がこの席で発言する必要はないものと思う。もつとも、場合によつて必要とあれば、わが請求権の主席委員をして発言させる用意もある。

以上申上げたような諸点にかんがみ、われわれとしてはこの会議でわれわれのやるべき次の問題に入るのがよいのではないかと考える。明日からでも財産請求権問題に関し、具体的を討議、例えば日本の韓国への請求権の支払いの額に関して、もう少しやわらかい空気の下で討議を進めて行くのが建設的な方法ではないかと考える。従つて、明日の会議の

進め方に関して事前の合意に達しておくため、韓国側では裴首席代表と文政務局長を指名するので、日本側でも代表を指名され、これらが一緒に相談することとしてはどうか。」

これに対し、小坂大臣より、私としては請求権問題を議題にとり上げて話をして行くことになつたのについては、これに関する日本政府の考え方を申述べたわけであつて、それがかつて事務レベルで討議されたところと同じであるといわれたが、これは正に当然なことであつて、請求権問題については法律的、条約的に考えられねばならず、事務的にも政治的にもそれは同じだとせざるをえない。請求権に関する意見を担当者からさらに具体的に述べ合うということであれば私としてもそれに異議はない。しかしながら折角貴長官もきておられることであるし、話合いを政治的に、より高いレベルでやりたいといわれたことも理解できる次第である。ただそうは申しても、私が発言したことを全面的に

否定されるのであれば、日本側としても困らざるをえない。私としては当然なことを申したまでであるからである。私の発言したところを前提として、より高いレベルでやわらかい空気の下でやろうというのであれば、私もそれに同意する。日本側は杉首席代表、伊関アジア局長を指名する旨答えた。

これに対し崔長官は、韓国側の立場については金潤根主席委員がすでに明らかにしており、将来も述べるであろうが、これは韓国政府を代表しているものと承知されたい。日韓両国の考え方が対立し、平行線を辿っているという事実は否定しない。それがためにもこの政治会談、外相会談が開かれているわけであるとくり返した。崔長官はさらに、明日からの具体的討議の進め方について指名された二人が事前に合意に達することとして、明日から会議を進めることにしたい。本日はこれだけにしておきたい旨述べた。(崔長官は、韓国語で斐大使に対し、「で

は帰ろうか」とよびかけたが、新聞発表振り
につき打合せの要ありということで制せられ
た。) (以上が9時15分までの会談内容)
(発表振りにつき打合せが日本語で行なわれ
ている間にも崔長官は「もう終つたか」と斐
大使に韓国語で聞いていた。)

3. 打合せの結果、新聞発表は、第1回会談の日本側の発言に対して韓国側の考え方の説明が行なわれた後、次の会議の進め方について討議するため、日本側は杉首席代表、伊関アジア局長、韓国側は裴首席代表、文政務局長を指名し、話し合いが行なわれることになったとすることに合意をみた。(後刻伊関局長と裴大使との打合せの結果、本件会合は14日午後3時から霞友会館で行なわれることになった。)

4. 以下非公式発言ということで、9時35分まで次のような応酬が行なわれた。

